

審 第 4 4 7 号 - 1  
答 申 第 6 4 4 号  
令 和 8 年 4 月 2 1 日

千葉県教育委員会教育長 杉 野 可 愛 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 4 年 1 1 月 2 8 日 付 け 教 職 第 8 0 1 号 - 1 に よ る 下 記 の 諮 問 に つ い て、  
別紙のとおり答申します。

記

諮問第 1 1 7 3 号

令和 4 年 1 0 月 9 日 付 け で 審 査 請 求 人 か ら 提 起 さ れ た、 令 和 4 年 8 月 2 9 日  
付 け 教 職 第 5 1 2 号 で 行 っ た 行 政 文 書 部 分 開 示 決 定 に 係 る 審 査 請 求 に 対 す る  
裁 決 に つ い て

答 申

第1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和4年8月29日付け教職第512号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和4年6月29日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例65号。以下「条例」という。）5条の規定により、実施機関に対して、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「1. 令和3年度に千葉県教育委員会職員（公立小中高等学校等職員を含む。）が失職又は分限処分・懲戒処分等（矯正措置・職務上の注意・口頭指導等一切を含む。）に付された全事案について、当該事案に関する公文書一切（当該被処分者等のてん末書・弁明・反省文等、被害者（いる場合）・関係者からの聞き取り、当該処分等についての辞令、当該事案発覚後や当該処分等を受けた後の部署の異動・降格等についての辞令（当該事案発覚後や当該処分等を受けた後に辞職した場合、辞職願・辞職を認めることについての意思決定の一切についての公文書・辞職についての辞令等）等の一切を含む）（以下「請求①」という。）。2. 本日、千葉県立松戸高等学校教諭〇〇〇〇（以下「A」という。）が逮捕された事案に関する公文書一切（以下「請求②」という。）。3. Aに関する2017年度から2022年度までの出勤簿・休暇簿・超過勤務命令簿・テレワークの申請・取得に関する公文書（いずれもその正式名称を問わない。）（以下「請求③」という。）。なお、写しの交付はDVD-Rによるものとする。」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件開示請求に係る対象文書として「学校職員の懲戒処分について（議案）（令和3年4月21日付け教職第86号）に係る起案文書」外19件の懲戒に関する文書、「学校職員の訓告について（令和3年4月21日付け教職第94号）に係る起案文書」外14件の訓告に関する文書、「職員の厳重注意について（令和3年5月19日付け教職第187号）に係る起案文書」外24件の厳重注意に関する文書及び

「退職発令について（令和3年11月30日付け）に係る起案文書」外1件の退職発令に関する文書の、計63件の起案文書（以下「本件対象文書」といい、本件対象文書のうち各起案文書を、本件決定に記載された文書の順に「対象文書1」ないし「対象文書63」という。）を特定した。

#### 4 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、令和4年7月8日付け教職第389号で条例13条2項の規定による期間延長通知をした後、本件決定を行った。

#### 5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和4年10月9日付けで審査請求（以下「本審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書及び反論書において、以下のとおり主張している。

#### 1 審査請求の趣旨

本件決定の取消を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が開示請求したのは、前記第2 1及び2の内容であるところ、「2. 本日、Aが逮捕された事案に関する公文書一切。」が開示されていない（不開示決定もされていない）。

審査請求人は前記第2 1及び2のように一括で行政文書を請求したが、写しの交付費用としてCD-R1枚分で足りるところ、2枚分を請求された。

よって、当該処分は違法又は不当である。

#### 3 反論書

処分庁は「2. 本日、～公文書一切。」について、「本件特定文書60及び61のとおり特定している」などと主張している。しかし、これは、「2. 本日、～公文書一切。」そのものではなく、令和4年6月29日より前に起こった事案に関する公文書に過ぎない。令和4年6月29日にAが逮捕された事案に関し、同日に千葉県教育委員会が作成・取得等した行政文書（電話記録・送受信したメール等一切を含む。）があることは明らかであるところ、それらについて一切開示決定等がされていない。また、仮に「本件特定文書60及び61」が「2. 本日、～公文書一切。」に含まれるとしても、それが部分開示決定において「1. 令和3年度に千葉県教育委員会職員（公立小中高等学校等職員を含む。）が～」に紛れ込んでいては、審査請求人は「1. 令和3年度に千葉県教育委員会職員（公立小中高等学校等職員を含む。）が～」と「2. 本日、～公文書

一切。」の区別を付けることができない。よって、違法又は不当である。

処分庁は、「条例第19条は、情報公開請求をした者が文書等の写しの供与を受けた場合の費用負担義務について定めるものであり、実施機関に対して義務を課すものではない。」などと主張している。しかし、条例第19条は、実施機関が、情報公開請求をした者に過大に費用負担義務を負わせない(条例第19条の「当該供与に要する費用」をこえる費用を負わせない)義務の規定を含んでいるのは当然である。そして、処分庁は、審査請求人にCD-R2枚分の交付費用を請求した理由として、「～行政処分(部分開示決定又は不開示決定)を行った担当課・所が教職員課の他に千葉県立松戸高等学校と2機関となったためであり～」などと主張している。しかし、審査請求人は行政文書を一括で千葉県教育委員会教育長に請求している。これに対する部分開示決定等の行政処分は、当然、千葉県教育委員会教育長のみが行うことができるのであり、実際、千葉県教育委員会教育長のみが行っている。処分庁の主張する「行政文書(部分開示決定又は不開示決定)を行った担当課・所」とは、単に行政文書が存在する場所であるに過ぎず、例えば情報公開請求に係る行政文書が各千葉県立小中高等学校に分散して僅少(各学校にA4の紙1枚など)に存在する場合、仮に行政文書全部のデータ量がCD-R1枚分に収まるとしても、情報公開請求をした者は、各学校の数の分のCD-Rの枚数分の交付費用を負担しなければならないことになってしまう。よって、違法又は不当である。

#### 第4 実施機関の弁明の要旨

##### 1 弁明の趣旨

審査請求人が提起した本審査請求については、これを棄却することが相当である。

##### 2 事案の概要について

本審査請求は、審査請求人が本件開示請求をしたことに対し、実施機関が請求①及び請求②の事項について文書を特定し、本件決定をしたところ、審査請求人が前記第

3 1及び2の内容で本件決定の取消しを求めた事案である。

##### 3 本件決定の理由

###### (1) 不開示部分について

対象文書1から61までにおいて、本件部分開示決定における行政文書部分開示決定通知書の別紙3における「開示しない部分」に記載された部分(以下「本件不開示部分」という。)は、条例第8条第2号及び第6号に該当することから、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

対象文書62及び63における本件不開示部分は、条例8条2号に該当すること

から、当該部分をそれぞれ不開示としたものである。

(2) 不開示の理由について

本件対象文書1から63までにおいて、本件不開示部分を不開示とする理由はそれぞれ決定通知書の別紙2のとおりである。

ア 条例8条2号本文該当性について

(ア) 同条同号本文は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則として不開示とする。

同号にいう「個人に関する情報」については、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」が除外されている以外には文言上何ら限定がされていないから、個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人にかかわりのある情報であれば、原則として同号にいう「個人に関する情報」に当たると解される（最高裁平成10年（行ヒ）54号平成15年11月11日第三小法廷判決参照）。

本件不開示部分のうち住所については、一般人からみて特定の個人を識別することができる「個人に関する情報」であって、「当該情報・・・により」特定の個人を識別することができるものであることから、条例8条2号本文により不開示とする情報に該当する。

(イ) 同号は、それ自体で「特定の個人を識別することができるもの」だけでなく、「他の情報」と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含むとした上で、同号本文後段は、これに加えて「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示とする。

これは、原則として「他の情報」については、一般人を基準として通常の方法で入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できる場合に不開示と定めるとともに、同号本文後段において、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の人格的

利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる可能性が認められる場合には、不開示とする趣旨である。

本件不開示部分のうち、上記（ア）を除く情報についても、一般人が通常の方法で入手し得る他の情報と照合することにより、特定の個人のプライバシーに関わる情報が開示されることになり、個人の人格的利益が著しく侵害され、個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる可能性が十分にある。

したがって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものといえる。

#### イ 条例8条2号ハ該当性について

条例8条2号ハの対象となる情報は、公務員の職、氏名及び職務の遂行の内容に係る部分である。職員が事故を起こしたという情報は、公務員である個人の評価等に係る私事に関する情報であって職務遂行情報に当たらない。

したがって、本件決定において不開示とした事故職員の住所は同号ハに該当しない。

ウ 本件不開示部分は、条例8条2号イからニには該当しない。

(3) また、これらの情報を公にすると、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、条例9条2項を適用することはできず、部分開示はできない。

#### (4) 条例8条6号該当性について

本件対象文書1から61までに記載された聴取記録については、地方公務員法29条の規定による懲戒処分における手続として、非違行為に関する事実等を聴取し、その内容を記録したものである。被聴取者が率直に真実を述べ任命権者が的確に非違行為事実を把握できるよう、聴取した記録は公にしないことを聴取における前提としており、仮に公にした場合、今後、被聴取者が聴取を拒否したり、事実を隠したり、関係者に対して言及を避けたりするおそれが生ずることとなり、その結果、非違行為事実の的確な認定が困難となり、懲戒処分という人事事務の公正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、このような事務の性質上、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、条例8条6号ニに該当する。

#### 4 弁明の理由について

##### (1) 条例12条違反との主張について

審査請求人は、本件開示請求のうち、②Aが逮捕された事案に関する公文書一切

に係る開示請求が何ら処理されていないとして、条例12条に違反と主張するものと解される。

しかし、実施機関は、開示請求に対して、前記のとおり全ての本件対象文書を条例で定める期限内に特定し、前記のとおり部分開示決定し審査請求人に通知している。

なお、本件開示請求②Aが逮捕された事案に関する公文書一切については、対象文書60及び61のとおり特定しているところである。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

## (2) 条例19条違反との主張について

次に、審査請求人は、本件開示請求1件に対して、写しの交付費用としてCD-R1枚分で足りるところ、2枚分を請求されたことが条例19条に違反し本件部分開示請求を取り消されるべきである旨主張する。

しかし、条例19条は、情報公開請求をした者が文書等の写しの供与を受けた場合の費用負担義務について定めるものであり、実施機関に対して義務を課すものではない。そして、審査請求人は他に条例19条違反が本件部分開示決定の取消しに結びつく具体的な理由を述べるものではない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

なお、実施機関が写しの交付費用としてCD-R2枚分を請求した理由は、本件開示請求に対する行政処分（部分開示決定又は不開示決定）を行った担当課・所が教職員課の他に千葉県立松戸高等学校と2機関となったためであり不合理な点はなく、これにより審査請求人に過大な負担を与えたものとも言えない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本審査請求の審査の対象範囲について

本審査請求は、請求①ないし請求③の開示を求める本件開示請求について、実施機関が請求①及び請求②に係る対象文書を特定して本件決定をしたことに対し、請求②に関する文書が開示されていないこと、及び写しの交付費用としてCD-R1枚分で足りるところ2枚分を請求されたことが違法又は不当であるとして、本件決定の取消しを求めるものである。

本件決定において、請求③に係る決定が行われていないことは本件決定書には明示されていないものの、弁明書に記載された前記第4-2の説明に対し、審査請求人が特段の不服を述べていないことに加え、請求③については本件決定とは別に決定が

なされ、別途、審査請求が行われていることを当審査会において確認したことから、請求③に係る決定は本審査請求の対象となっていないものと認められる。

また、上記のとおり、請求①に係る決定については審査請求人が不服を述べていないから、この点も本審査請求の対象となっていない。

このため、本審査請求は、請求②に関する文書が開示されていないこと、及び写しの交付費用としてCD-R 1枚分で足りるところ2枚分を請求されたことに係る決定について、その妥当性の判断を行うものである。

## 2 審査請求人の主張について

### (1) 対象文書の特定について

審査請求人は、本件開示請求のうち請求②が開示されていない（不開示決定もされていない）、と主張する。

しかし、当審査会が本件対象文書を見分したところ、その内容から、対象文書60及び61が請求②の対象文書に当たるものと認められる。

審査請求人は反論書において、対象文書60及び61は令和4年6月29日より前に起こった事案に関する文書であり、これらの文書が対象文書に含まれるとしても、それが、請求①に紛れ込んでいては、双方の区別を付けることができないので、違法又は不当であると主張する。

しかし、本件開示請求の内容は前記第2 2のとおりであり、この中の請求①及び請求②を合わせた請求全体に対して対象文書1から63までが特定されているのであって、対象文書の特定について実施機関の決定に違法又は不当は認められない。また、当審査会が本件対象文書を見分したところ、対象文書60及び61が請求②に関する文書であることは、当該文書の開示部分を見れば容易に認識できるものと認められる。

よって、このことについて審査請求人の主張を認めることはできない。

### (2) CD-Rの費用請求について

審査請求人は、一括で行政文書を請求したが、写しの交付費用としてCD-R 1枚分で足りるところ2枚分を請求されたので、当該処分は違法又は不当である旨主張する。

審査請求人の当該主張は、条例13条に定める開示決定等（条例12条1項及び2項の決定）に関するものではなく、開示の実施（条例17条）に関するものであるところ、同条は、行政文書の開示の方法について、電磁的記録については実施機関が定める方法により行うものとしているが、文書又は図画については、「閲覧又は写しの交付により」行う旨定めるだけであって、千葉県教育委員会が保有する行政文書

の開示等に関する規則（平成13年3月6日教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）にも開示対象となる行政文書が文書である場合の開示の方法について、交付部数に関し、開示請求1件につき1部とすると定める同規則9条3項の規定のほか特段の定めはない。

実施機関は、「なお、写しの交付は、DVD-Rによるものとする。」との本件開示請求書の記載に従って、審査請求人の便宜のため、写しの交付の方法によることなく、CD-Rに本件対象文書のデータを記録して審査請求人に交付したものであるところ、上記のとおりこれらのデータを1枚の媒体にまとめて交付すべきとする条例あるいは規則上の定めはなく、このことは電磁的記録の写しを交付する場合（規則8条1項2号）でも同様である。

そうすると、実施機関は文書である行政文書の写しの交付を行うに当たって、当該写しに代えて当該写しの電磁的記録を交付する場合にいかなる方法を選択するかは、実施機関の合理的な裁量に委ねられているものというべきであって、実施機関の選択した方法が社会通念上著しく不当ということができない限り、これを違法又は不当ということはできないというべきである。

実施機関は、本件開示請求を担当した部署が、教職員課と千葉県立松戸高等学校の2か所となったため、それぞれの部署において取りまとめた行政文書を各1枚のCD-Rに記録して本件決定に係る開示を実施したとすると、これに反する証拠は認められない。そして、実施機関が上記の事情を前提として2枚のCD-Rに対象文書を記録したことは格別不合理とはいえず、また、CD-Rが1枚増えたことで過大な費用が発生するわけでもないことからすれば、実施機関が選択した上記開示の方法に不当な点は認められず、これを違法あるいは不当ということはできない。

なお、審査請求人は、本件決定に基づく開示対象文書の写しの交付を受けるに当たりCD-R2枚分の費用を負担したことが条例19条に違反する旨主張する。しかしながら、同条の規定は、開示請求をした者が文書又は図画の写しその他の物品の供与を受ける場合において、その供与に要した費用を負担すべきとすることを定めたにとどまり、実施機関の開示方法を限定する趣旨のものではないし、当該供与に要した費用のうち請求すべき金額を限定する趣旨の規定でもないことから、審査請求人の主張には理由がない。

以上により、写しの交付費用に関する審査請求人の主張を認めることはできない。

### (3) その他の主張について

審査請求人はその他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 3 附言

前記1で述べたとおり、本件決定は、本件開示請求に対し実施機関が請求①及び請求②の請求部分についてのみ決定したものであるが、決定書にその旨の記載がなく、当該決定が請求のどの部分に対応するものであるかが明確でないという点において、その記載内容には不備があったと言わざるを得ない。

実施機関においては、一つの請求に対して一つの決定を行うことが行政処分の原則であることに留意し、やむを得ず今回のような複数の決定を行う場合にあっては、当該決定が請求のどの部分に対応する決定なのか、その趣旨が理解できるように記載するなど、決定書の適正な作成に努められたい。

### 4 結論

実施機関が行った本件決定は妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年11月28日	諮問書の受理
令和4年12月13日	反論書の受理
令和8年 1月26日	審議
令和8年 2月26日	審議
令和8年 3月25日	審議

(参考)

### 千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
安藤 なつき	弁護士	
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)